

**平成27年度
おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業
報告書**

一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会

目 次

1.事業の背景および目的	1
2. 事業での取り組み内容	2
2.1植物検疫条件の認知促進活動について	2
2.1.1訪日外国人旅行者に向けた認知促進活動	
2.1.2国内事業者に向けた認知促進活動	
2.2モデル販売について	6
2.2.1北海道での取り組み	
・モデル販売のフロー	
・モデル販売の関係者リスト	
・実績	
・モデル販売における成果と課題	
2.2.2福岡県での取り組み	
・モデル販売のフロー	
・モデル販売の関係者リスト	
・実績	
・モデル販売における成果と課題	
2.3アンケート調査結果	20
・福岡県における訪日外国人旅行者アンケート結果	
3.今後の展開について	21

<参考資料>

参考資料1：訪日外国人旅行者の概況	23
参考資料2：訪日外国人旅行者向けお土産農水産物販売促進協議会	26
参考資料3：メディア掲載および問い合わせのあった自治体の紹介	27
参考資料4：日本の果物に関する外国人アンケート結果	28
参考資料5：本事業にて活用した制作物	31

1.事業の背景および目的

「おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業」は、訪日外国人旅行者向けの消費税免税制度の改正に伴い、拡大が見込まれる日本の農産物のお土産需要に対応するため、以下の2点を実現するために実施された事業である。

【事業の目的】

(1) 植物検疫の手続きの理解促進と受検の円滑化

訪日外国人旅行者にとって、「検疫が必要である」ことや「その際に、諸々の手続きが必要である」ことが課題となっており、お土産として日本の農産物を購入することの妨げになっている。

(2) 農産物を販売する事業者にとって取組みやすい植物検疫の受検方法・体制

販売する事業者が個別に訪日外国人旅行者に対して受検に関する説明や手助けをすることは難しいため、モデル販売を通じて得た知見を整理して、課題解決に役立てる必要がある。

2.事業での取り組み内容

事業の目的を実現するため、一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会（以下、JSTO）では、以下の3つの取組みを実施した。

2.1 植物検疫条件の認知促進活動について

2.1.1 訪日外国人旅行者に向けた認知促進活動

・リーフレットの作成および配布

訪日外国人旅行者のうち、英語圏およびアジア（韓国、中国、台湾、香港、インドネシア）の旅行者に対して、「日本各地の農産物」と「国別の植物検疫条件」を紹介するリーフレットを作成および配布して、お土産品としての日本農産物の魅力と国別に異なる植物検疫条件の情報を発信した。

・主な設置場所

海外…在外旅行会社の店頭や日本政府観光局（以下、JNTO）の各支店、海外旅行博等
国内…訪日外国人旅行者向け観光案内所やショッピングセンター、観光農園等

・対象とした国（言語）

シンガポール、香港（英語）、インドネシア（インドネシア語）、
中国（中国語：簡体字）、台湾（中国語：繁体字）、韓国（韓国語）

（図表1）作成したリーフレット（参考資料5-31p拡大参照）



- ・訪日外国人旅行者向けホームページ開設（Japan Fruit Shopping Guide）

訪日外国人旅行者向けに、「おすすめの美味しい農産物と農産物を食べられる、購入できる店」を紹介する情報サイトとして開設した。お土産として日本の農産物の魅力を前面に押し出すことで関心を惹き、お土産として持ち帰るための検疫条件を、国別に紹介している。

(図表2) 訪日外国人旅行者向けホームページ
(Japan Fruit Shopping Guide)
<http://j-fruits.com/en/>
(※本サイトは広告出稿などを行わず、自然流入のみ)

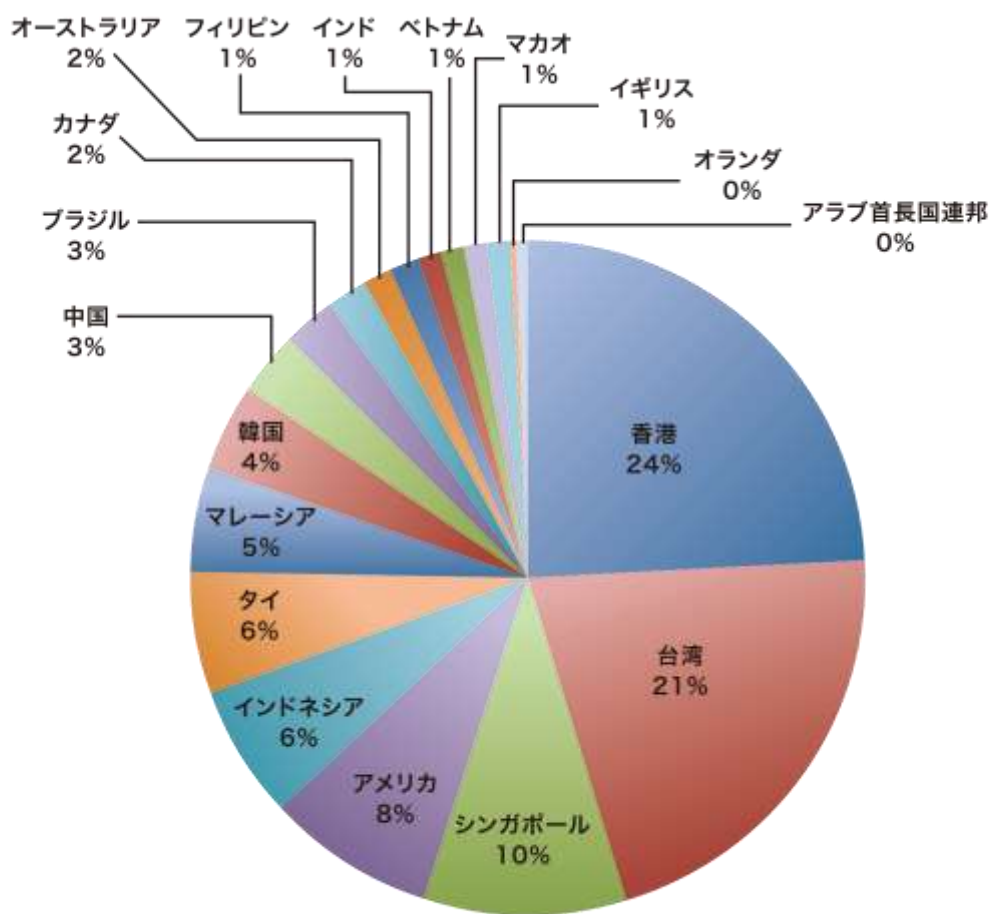


(参考資料 5-32p拡大参照)

各フルーツの詳細ページに、特長や旬の時期、食べられるおよび購入できるお店の情報に加えて、「お土産として持ち出しできる国」を国旗画像と共に掲載している。対象言語は以下のとおりである。(対象言語:英語、インドネシア語、中国語「簡体字」、「繁体字」、韓国語)

これにより、直感的に「自国に持ち帰られるかどうか」の判断を可能にしている。また、「日本のフルーツ、日本の果物、お土産、輸出検査、植物検疫、輸出検査申請書」といったキーワードで検索する訪日外国人旅行者をターゲットに設定した。さらに、JNTOのホームページとも連携している。なお、以下のような国順で利活用されている。

(図表3) Japan Fruit Shopping Guide 検索する訪日外国人旅行者 国別順位上位20選



2.1.2 国内事業者に向けた認知促進活動

・デスクマットの作成および設置

訪日外国人旅行者がお土産を購入する観光農園などを対象にデスクマットを配布した。デスクマットに掲載されている情報は、海外へ農産物をお土産として持ち帰る際に、国別・品種別ごとの輸出植物検疫受検の必要性の有無について、

○×形式で整理した図表に盛り込んでいる。国内の販売事業者自身が確認できることとあわせて、販売事業者が訪日外国人旅行者に対応する際に説明しやすい仕様となっている。また、前出と同様、裏面には具体的に検疫受検の手続きを、ピクトグラムを用いたフロー図で紹介している。

(図表4) 制作したデスクマット

(表面)



(裏面)



・ポスターの作成および設置（２種類）

(参考資料 5-34p-35p 拡大参照)

ポスターは以下の２種類を作成した。１つは、前出のデスクマットと同様の内容およびデザインのものを作成して、販売店店頭等における国別の植物検疫条件の認知促進活動をおこない、販売事業者が訪日外国人旅行者に説明および販売しやすい環境を整備した。(図表5: ポスターA)

いま１つは、具体的なフルーツの写真を全面にしており、日本のフルーツの魅力と検疫条件を紹介する内容となっている。販売促進と検疫条件の認知拡大により、販売事業者が訪日外国人旅行者に販売しやすい環境を整備することを目的としている。(図表6: ポスターB)

なお、このポスターは、輸出検疫を受け、合格すれば持ち出すことができるタイとインドネシアに帰国する人を対象にしている。

(図表5) ポスターA

(参考資料 5-36p 拡大参照)

(図表6) ポスターB (参考資料 5-38p 拡大参照)



(対象言語：英語、中国「簡体字、繁体字」、



(対象言語：英語、タイ語)



(対象言語：英語、インドネシア語) 韓国語、タイ

・国内事業者向けホームページの作成

訪日外国人旅行者向けの小売事業者を主な対象として開設した本サイトは、主に「お土産農水産物国別販売手法検討会資料」や「お土産農産物植物検疫受検円滑化検討会」、「外国人旅行者向け植物検疫制度勉強会」などの情報を集約し、販売現場で使える情報や店頭POPなどを掲載している。

また、「訪日外国人向けお土産」や「農水産物販売促進協議会」といったキーワードで検索する小売業等の販売事業者をターゲットとして設定しており、本協議会に参加しやすい導線を組んでいる。

(図表7) ホームページの開設

「訪日外国人向けお土産農水産物販売促進協議会」(<http://omiyagefruits.jp/>) (参考資料5-42p拡大参照)



2.2モデル販売について

植物検疫受検円滑化に向けたモデル販売を、以下の2か所で実施した。

(図表8)モデル販売の実施期間と実施場所等の整理

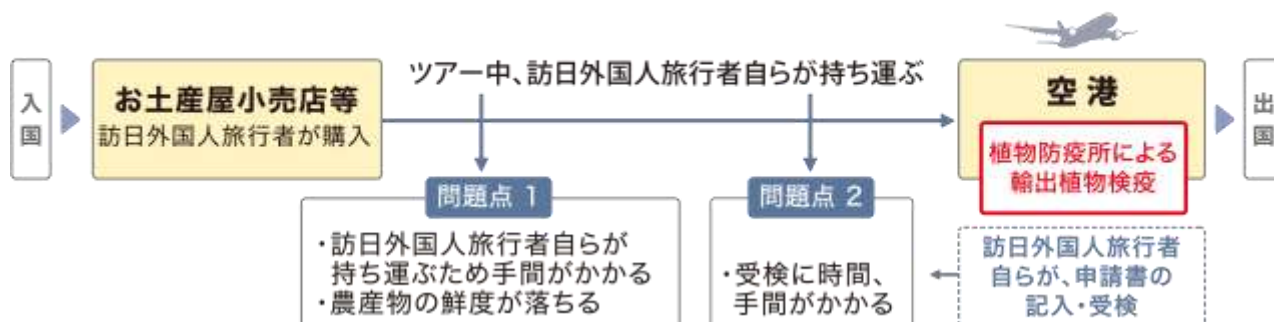
	夏	冬
目的	植物検疫円滑化に向けたトライアル販売	
期間	7月下旬～10月上旬	12月中旬～3月中旬
場所	北海道	九州
想定する主な購入者	タイ人・インドネシア人・台湾人	タイ人・インドネシア人
販売する農産物	メロン	いちご

2.2.1 北海道での取り組み

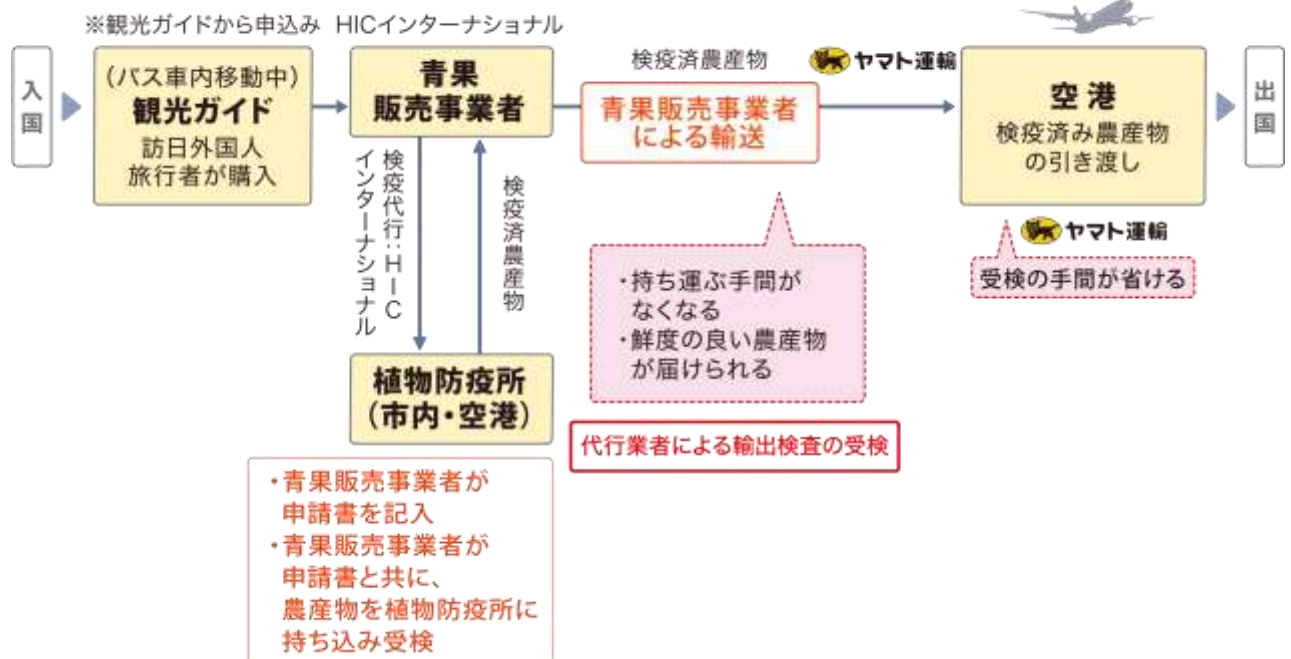
・モデル販売のフロー

従来の検疫手続きでは、「訪日外国人旅行者が旅行中に、荷物を持ち運ぶ手間がかかる」、「持ち帰るまでに農産物の鮮度が落ちる」、「受検の手続きに手間がかかる」等の問題点があった。そのため、これらの問題点を改善するために以下のモデル販売を実施した。

【従来の検疫手続き】 Before



【モデル販売のイメージ】 After



2015年7月下旬から10月上旬にかけて、北海道を観光する訪日外国人旅行者を対象にして、植物検疫円滑化に向けたモデル販売を実施した。主な品種はメロンで、受検場所は植物検疫所札幌支所および新千歳空港にて実施した。モデル販売のフローは図表9のとおりである。

(図表9) モデル販売のフロー(タイ)



このモデルは、団体ツアーバスの中で、添乗員によるメロンのカタログ販売をおこない、購入を希望する訪日外国人旅行者は受検済の状態、帰国日に空港で受け取れるモデルである。モデル販売のフローは次の、5つのステップで構成される。

1	訪日外国人旅行者がバス車内で青果(メロン)の購入希望数を添乗員に申し込む
---	--------------------------------------



2 添乗員は、団体合計の申し込み数を青果販売事業者に発注する



3 青果販売事業者が、最寄りの植物防疫所に青果(メロン)を持ち込み受検を代行する



4 発給された合格証明書と検疫済の青果(メロン)を空港に配送する



5 添乗員が空港受取カウンターで検疫済の青果(メロン)を受取り、
訪日外国人旅行者に渡す

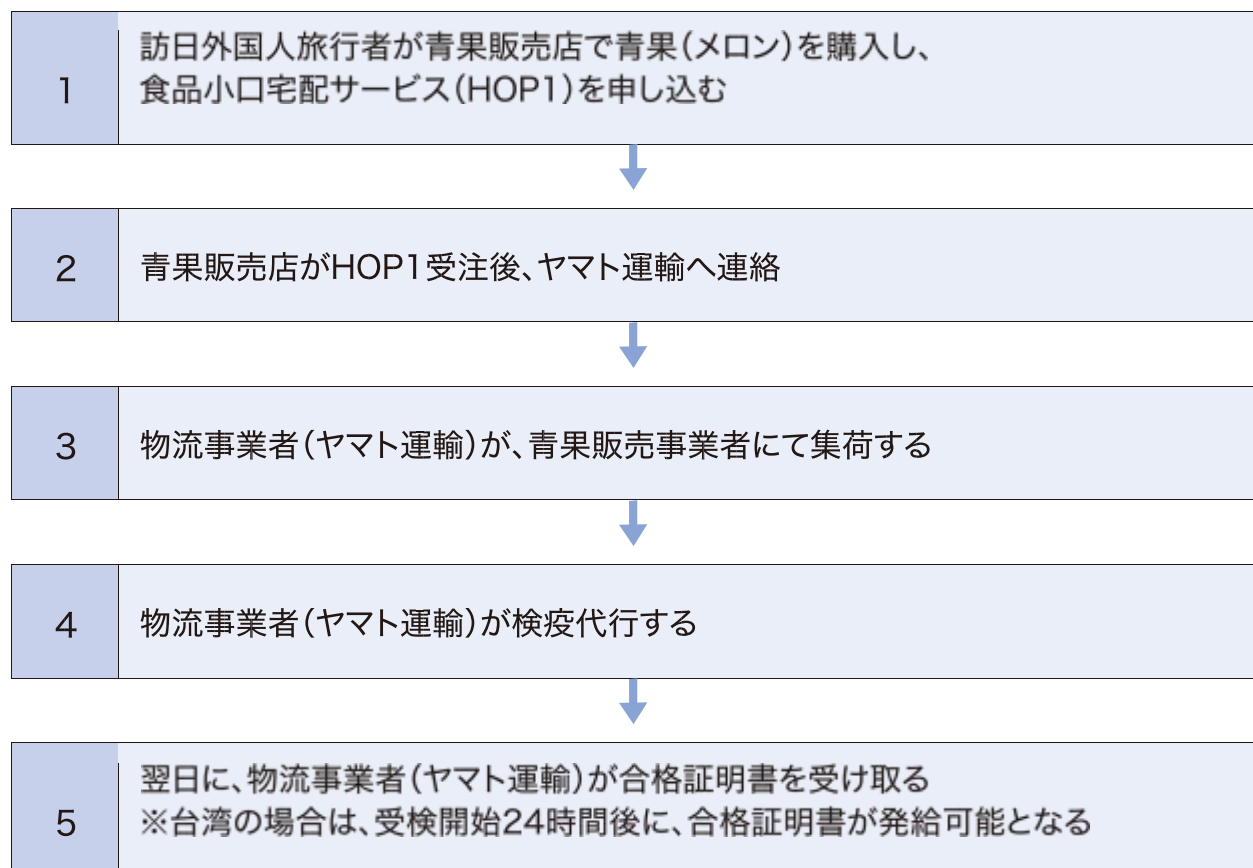
この販売モデルの特長は青果販売店に立ち寄ることなく、観光移動中に添乗員を通じて、購入できることである。あわせて、受検済の状態では日本国内の空港で、商品を受け取れるため、訪日外国人旅行者が購入や検疫に時間をかけることなく、お土産として持ち帰ることが可能となる。ただし、空港の荷物預かり所には、冷蔵で保管できる設備がないため、空港に配送できる農産物は常温保存でも品質の劣化が限定的な、メロン等に限られてしまう。冷蔵保存が必要な農産物（いちご等）を受け渡しする場合は、空港内に冷蔵で保管のうえ、受け渡しできる設備が必要になる。

つぎに、青果販売店の店頭を活用した台湾へのモデル販売についてのフローを、図表10にて説明する。

(図表10) モデル販売のフロー(台湾)



台湾においては、日本を含む外国から農作物を携帯品として国外へ持ち出しすることが原則として禁止とされている。ただし、「HOP1」のような訪日外国人旅行者向け食品小口宅配サービスを利用した場合、貨物として認められるため、持ち出しが可能であることが事前に確認できた。そのことから、台湾からの外国人旅行者に対するモデル販売のフローは「HOP1」の活用を前提として次の8つのステップで構成した。





0

6	物流事業者(ヤマト運輸)が訪日外国人旅行者向け食品小口宅配サービス(HOP1)で、台湾に配送する
---	--



7	台湾側で食品検査後、海外物流事業者(台湾ヤマト)が荷物を受け取り、台湾国内の物流で訪日外国人旅行者の自宅まで配送する
---	--



8	訪日外国人旅行者が、自宅で荷物を受け取る
---	----------------------

このモデルの特長は、日本国内の青果販売事業者で購入し、指定日に海外の指定場所(自宅等)に届けて、商品の受け渡しをおこなうモデルである。青果販売店で農産物を購入した訪日外国人旅行者は受検済の状態かつ自宅で商品を受け取れるため、もっとも荷物の負荷が少ないモデルである。

・モデル販売の関係者リスト

販売事業者 (検疫受検代行者)	(株)HICインターナショナル	TEL : 03-5282-2416
物流事業者 (検疫受検代行者)	ヤマト運輸(株)	TEL : 011-891-5040
引き渡し者	ヤマト運輸(株)	TEL : 011-891-5040

旅行会社	○JTB(THAILAND) LIMITED ○タイ・インドネシアの旅行会社 (ミラマー、ジョイフルホリデー、ATS)	http://jtbthai.com/
-------------	--	--

・実績

(図表11) 北海道のモデル販売の実績

	ツアー数	客数	購入者数	販売数	購入率
バス車内販売	4	65人	33人 (タイ)	33箱 (メロン)	約51%
HOP1※ (青果店の店頭販売)	—	—	2人 (台湾)	6箱 (メロン)	—

※訪日外国人旅行者向け食品小口宅配サービス

・モデル販売における成果と課題

北海道のモデル販売において、以下の成果があった一方で、いくつかの課題もみつかった。
以下のとおり、成果と課題を整理する。

《成果》

■タイ・インドネシア向け

・訪日外国人が日本滞在中は手ぶら観光をした上で、新千歳空港の物流事業者の荷物預かりカウンターで検疫済みの商品を受け渡す仕組みが実現できた。

■台湾向け(HOP1※)

・青果販売店が販売した農産物を物流事業者が検疫代行した後、海外の自宅まで商品を届ける取組を試験的に実施することができた。

《課題》

■タイ・インドネシア向け

・新千歳空港の物流事業者の預かりカウンターで生ものを預かるのは原則可能である。ただし、空港に冷蔵設備がないため常温保存が可能な農産物のみに限定される。

■台湾向け(HOP1※)

・検疫上の課題ではないものの、台湾への小口貨物としての輸出の際、台湾側でのFDA検査(食品検査)時に、台湾における基準値以上の農薬が検出されたことにより、食品検査不合格となった事例が出てしまった。

→このため、台湾向け農産物については、食品検査がある場合に備え、台湾側の残留農薬基準を考慮した栽培方法を検討する必要がある。

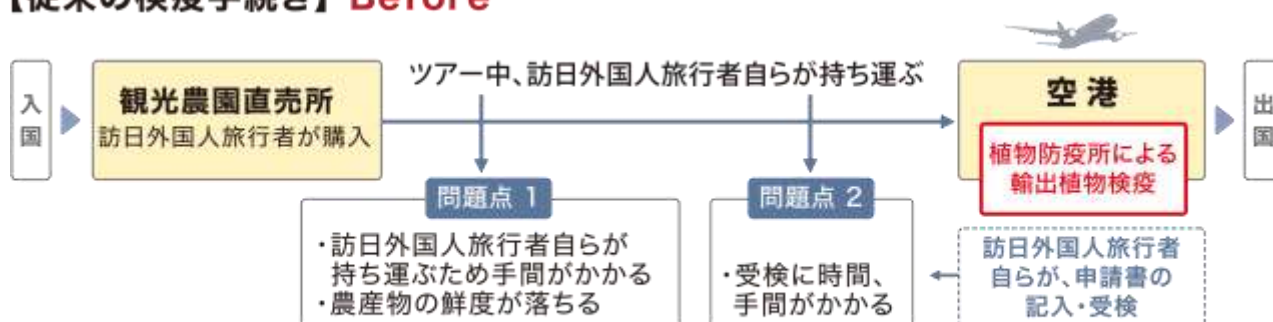
※訪日外国人旅行者向け食品小口宅配サービス

2.2.2福岡県での取り組み

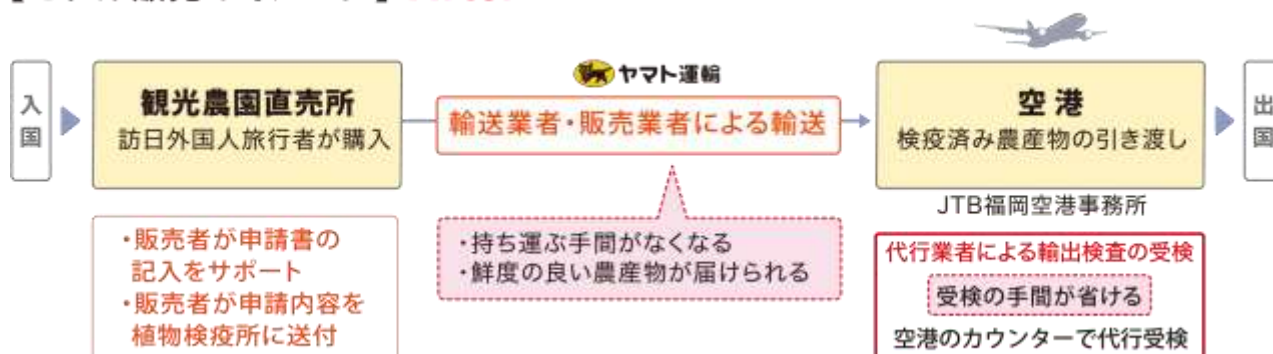
・モデル販売のフロー

従来の検疫手続きでは、「訪日外国人旅行者が旅行中に、荷物を持ち運ぶ手間がかかる」、「持ち帰るまでに農産物の鮮度が落ちる」、「受検の手続きに手間がかかる」等の問題点があった。そのため、これらの問題点を改善するために以下のモデル販売を実施した。

【従来の検疫手続き】 Before

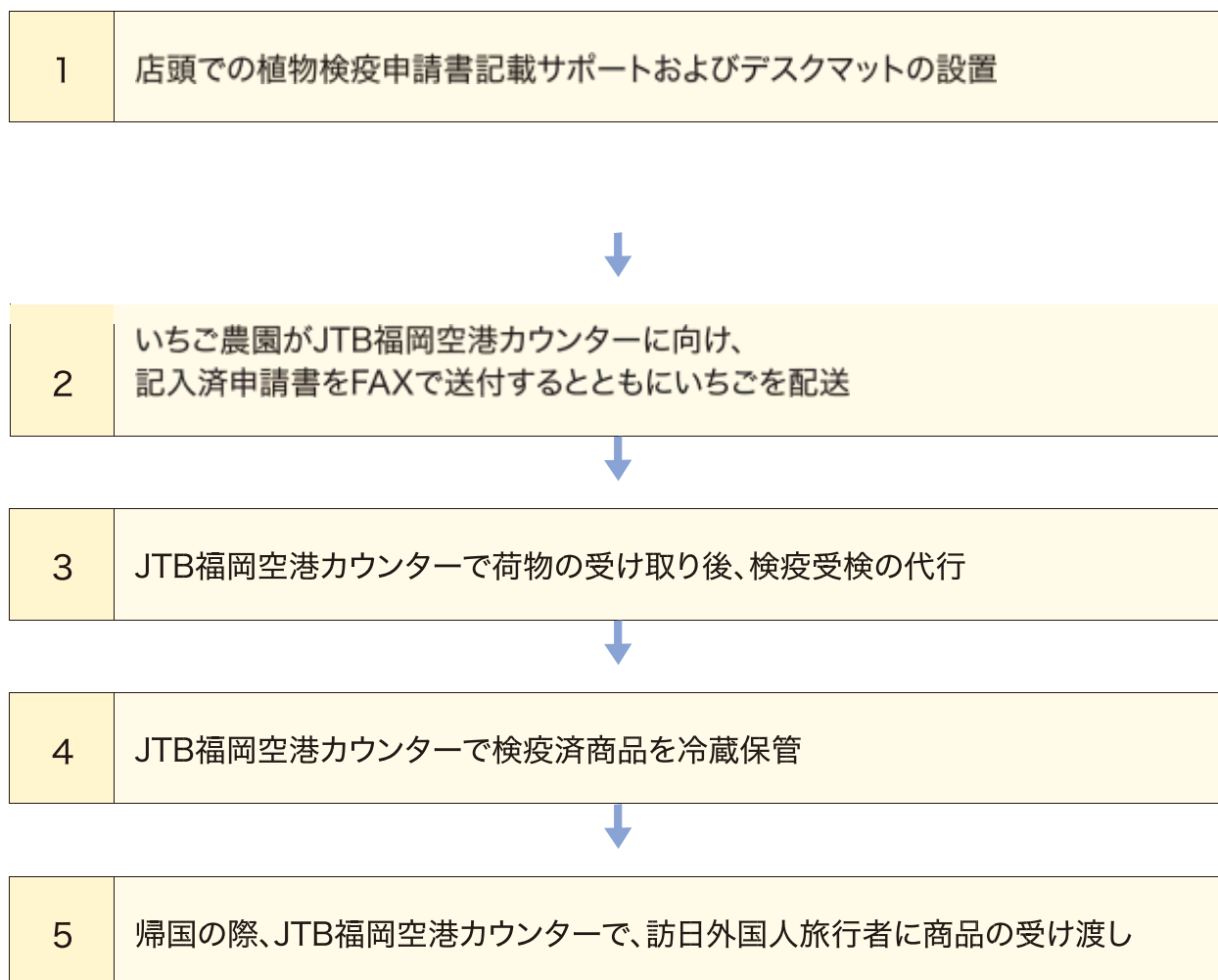


【モデル販売のイメージ】 After

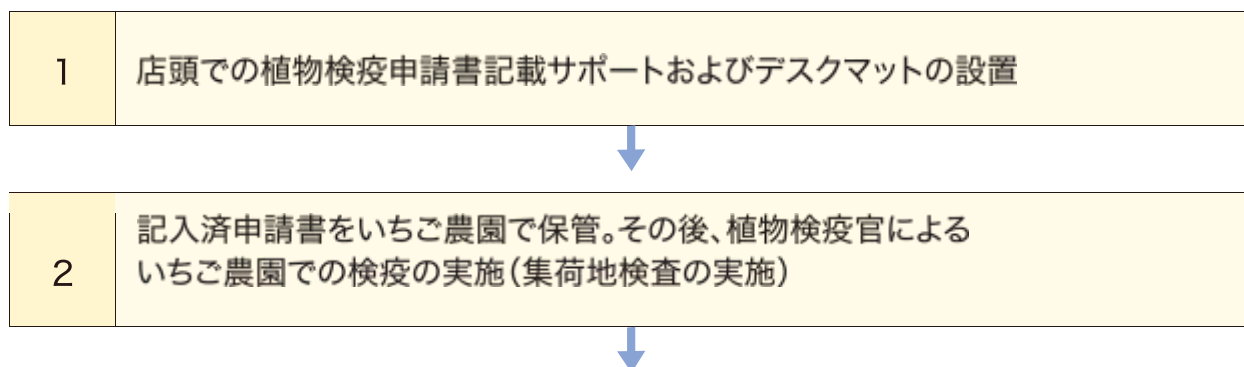


※ 輸出検査について、植物防疫所の訪問による輸出植物検疫（集荷地検査）を行うモデルも実施した。

いちご農園や直売所の店頭におけるモデル販売は、以下のとおり実施した。具体的には、観光農園で販売したお土産農産物を、空港へ送付し、空港で受け取った旅行会社空港営業所の担当者が、検疫代行をおこなうモデルである。受検後の農産物は、旅行会社カウンターで冷蔵保管し、訪日外国人旅行者の帰国日に商品の受け渡しをした。なお、このモデルは、商品の購入後、商品の空港への配送や検疫代行の時間が必要であるため、訪日外国人が商品を購入してから帰国するまでの日数を考慮する必要がある。このモデル販売のフローは、次の5つのステップで構成される。



なお、観光農園で販売したお土産農産物を、植物防疫所の検査員が観光農園へ訪問して受検をおこない、いちご農園が検査受検後の農産物を帰国日にあわせて空港に配送し、空港で商品の受け渡しをおこなうモデルも実施した。また、このモデルについても、商品の購入後、商品の空港への配送や検疫代行の時間が必要であるため、訪日外国人が商品を購入してから帰国するまでの日数を考慮する必要がある。このモデル販売のフローは、次の5つのステップで構成される。



3	検疫済商品をいちご農園が、空港(JTB福岡空港営業所)へ配送
---	--------------------------------



4	JTB福岡空港営業所が検疫済商品を冷蔵保管
---	-----------------------



5	JTB福岡空港カウンターで、訪日外国人旅行者に商品の受け渡し
---	--------------------------------

・モデル販売の関係者リスト

販売事業者	【いちご農園】 ・ストロベリーフィールズ ・ホワイトベリー ・らいおん果実園 【直売所】 ・西日本高速道路サービス・ ホールディングス(株) 九州支社事業部 店舗支援課	TEL : 092-400-3239 TEL : 0944-32-1200 TEL : 0946-42-5556 TEL : 092-518-6082
物流事業者	ヤマト運輸(株)九州支社	TEL : 092-931-3310
引き渡し者 (検疫受検代行者)	JTB福岡空港営業所	TEL : 092-624-1000

旅行会社	JTB(THAILAND) LIMITED タイ・インドネシア旅行会社 (ミラマー、ジョイフルホリデー、ATS)	http://jtbthai.com/
-------------	---	--

・実績

(図表12) 福岡県のモデル販売の実績(団体客)

【団体客:10名以上】

いちご農園	ツアー数 (タイ人旅行客)	客数	購入者数	販売数	購入率
ストロベリー フィールズ	11	278人	101人	132箱	約36.3%
ホワイト ベリー	8	198人	90人	90箱	約45.5%
らいおん 果実園	1	19人	2人	11箱	約10.5%
中野 果実園	1	18人	3人	7箱	約16.7%
JAふくおか 八女直売所	2	120人	33人	94箱	27.5%
JAふくおか八女直売所 (バス車内販売)	1	18人	13人	16箱	約72.2%
総計	24	651人	242人	350箱	※購入率平均値 約37.2%

(図表13) 福岡県のモデル販売の実績(個人客)

【個人客:9名以下】

いちご農園	グループ数 (タイ人旅行客)	客数	購入者数	販売数	購入率
ストロベリー フィールズ	22	83人	6人	53箱	約7.2%
ホワイト ベリー	3	11人	1人	1箱	約9.1%
中野 果実園	3	14人	3人	8箱	約21.4%

総計	28	108人	10人	62箱	※購入率平均値 約9.3%
----	----	------	-----	-----	------------------

・モデル販売における成果と課題

福岡のモデル販売において、モデル販売終了時期にあわせて、次年度以降の取組方法を模索するため、モデル販売における課題等について、関係者を集めて事業者報告会を開催した。開催概要は以下のとおりである。

おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業 福岡モデル販売報告会

1. 日時：平成28年3月8日（火）15:15～17:30

2. 会場：福岡空港国内線第2ビル2階会議室

3. 出席者：

- ・(株)ちくしの農園(ストロベリーフィールズ)
- ・農事組合法人 ホワイトベリー
- ・JAふくおか八女
- ・(株)JTBビジネスサポート九州 福岡空港営業所
- ・ヤマト運輸(株) 福岡物流支店
- ・福岡県 県庁担当者
- ・農林水産省 担当者および門司植物防疫所担当者

同報告会で紹介された成果と課題を以下のとおり整理する。

《成果》

- ・観光農園を訪れた旅行者に、検疫を経ていちごをお土産として持ち帰る方法があることを周知できた。
- ・地域の販売事業者が、訪日外国人旅行者にお土産として、検疫を経ていちごを販売することが可能であることを認識し、新たな販路として確立が期待される。
- ・関係した販売者と生産者が、検疫に対する国別の対応の違いが理解でき、お客様に積極的にお土産を販売できる素地が出来た。
- ・事業を通じて、関係者が輸出植物検疫受検の知識を習得できた。
- ・福岡空港国際線出発ロビーにいちご保管用の冷蔵庫を設置出来た。(期間限定)
- ・日本滞在中は手ぶら観光をした上で、輸出植物検疫を実施のうえ、商品を空港で受け渡す取組が実現した。いちごを購入したタイ人旅行者のほとんどから、便利であったとの回答が得られた。

《課題》

■店頭での申請書の記載サポートについて

- ・外国人相手なので、言葉の壁が問題であり初期段階は苦労した。
⇒団体のツアーガイドが同行する場合は、手助けをしてもらえた。回を重ねていくうちにスタッフも慣れてきた。
⇒各国語での説明資料があると便利であり、デスクマットの活用は効果的だった。

■お土産品の空港までの輸送および空港での保管について

- ・本モデルにおいて観光農園側が保管し検疫代行者に送付する必要がある記入済の検査申請書を、訪日外国人旅行者が持ち帰る事態があり、商品と一緒に検査申請書を送付できなかった。
⇒購入者とメールによるやり取りができ、申請書に記載すべき申請者の情報が入手できたので大事に至らなかったが、検査申請書を持ち帰らないよう、販売場所での徹底した周知が必要である。
- ・国際線カウンターに冷蔵保管の設備がないケースでは、検査を受けてから訪日外国人への受け渡しまでの保管がネックになると考えられる。
⇒本事業ではリースとして期間限定で冷蔵庫を設置した。今後取組を継続するためには、空港で冷蔵保管ができる設備の恒常的な設置にむけて、JSTO九州支部および今回事業の関係者間でコスト負担の面も含めて継続的に検討していく必要がある。

■検査受検の代行について

- ・商品梱包箱の形状により、受検時の開封、終了時の再梱包に手間がかかった。
⇒課題の発覚後、開封および梱包、運搬しやすい形状の梱包材を開発し、検査が受けやすくなった。

■検査受検の実施について

- ・輸出検査については、福岡空港のカウンター等において問題無く実施できた。なお、本事業における計252件、412箱の検査に要した時間の累計は、検査時間、証明書作成等の作業時間をあわせ約80時間程度であった。

■帰国の際の訪日外国人旅行者のいちごの受け取りについて

- ・当日、購入した訪日外国人旅行者が旅行会社カウンターにいちごを受け取りに来ない事例があった。（別事業者の団体ツアー、とくに添乗員付ツアーは、お菓子などのお土産品の一部を航空会社のチェックインカウンターへ届けるサービスをしているため、訪日外国人旅行者がカウンターまで来る手間をかける必要性がないと誤認したと想定される）
⇒観光農園で引き取り場所の周知はしているが、今後本事業のモデルのような取組を実施する場合、受け取り場所の説明を徹底する必要がある。

■次年度以降に事業者が自主的に取り組む際の課題等について

- ・いちごのみでは無く、他の農産物等も含めた年間を通しての取組となれば、空港等での冷蔵庫の設置等の設備投資も踏まえ、より民間が取り組みやすいビジネスチャンスとなる。
- ・本事業で実施したモデルを実施する場合、商品受け渡しや検疫の代行の役割を担う事業者が居る必要があり、自主的に取り組む場合は、それらの対応コストを商品(いちご)の商品価格などに転嫁する等の検討が必要である。
⇒販売者が販売価格に転嫁する、または、販促費として販売者が負担する等の継続検討が必要である。

＜その他検疫面以外の課題＞

■生産面での課題等

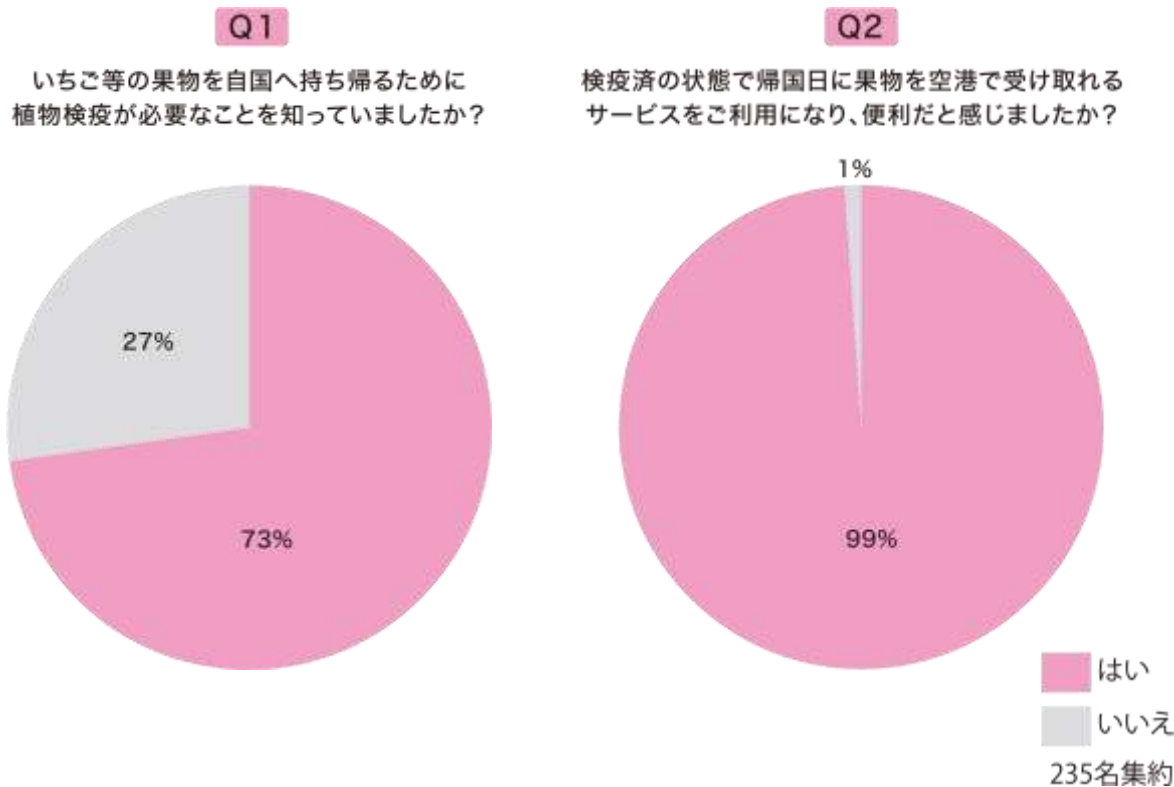
- ・特に週末には日本人含めて多数の来園者がいるが、いちごの生産量には限界があるため、お土産販売用のいちご生産が追い付かず、お土産用にいちごを提供できる余裕がない観光農園があった。(なお、平日に外国人客が多く、土日は日本人が多くなる傾向)
⇒近隣農園よりいちごを集めて対応した。(販売数190箱程度のなかで不足分は約40箱程度であった。)

2.3アンケート調査結果

福岡県における訪日外国人旅行者アンケート結果

モデル販売の実施と並行して、いちごを購入した訪日外国人旅行者にアンケート調査を実施した。アンケート結果は図表14のとおりである。

(図表14) モデル販売におけるアンケート結果
(輸出検疫、検疫代行サービスに関する認知度調査)



3.今後の展開について

訪日外国人旅行者が年間2,000万人に近づくなか、訪問範囲や活動内容が都市部から地方観光エリアまたその周辺地域へと広がっている。事実、今回モデル販売に参画した福岡のいちご農園への訪問人数も2014年度は、年間1,500人であったところ、2015年度は3,000人に達する見込みである。また、いちご農園に来る訪日外国人旅行者も香港や韓国、タイ人、シンガポール、マレーシア人等、国籍も幅広い。このような背景から、今後も訪日外国人旅行者が地方に活動範囲を拡げていくことにともない、地域農産物の販売拡大も期待される。

その一方で、国内の販売事業者側の体制整備が急がれる。今回のモデル販売で明らかになった課題に加えて、高齢化による生産者数および作付面積の減少傾向への対応も大きな課題である。このため、今後は、観光農園の個々の活動とあわせて、地方自治体や民間が連携した対応が求められる。地域のJA等と連携することによって、訪日外国人旅行者に対する、お土産農産物が安定的に供給できる体制整備が構築されることも期待される。

また、上述した高齢化等の問題により、お土産農産物の準備や配送も効率化が必要である。本事業におけるモデル販売の受検円滑化フローは、モデル販売関係者のヒアリングからも機能的な仕組みであったと考えられ、お土産農産物の販売拡大につながる効率的な手法の一つと考えられる。また、メロンやいちご以外の商品の取扱いへの汎用も期待され、今後、ビジネスチャンスの拡大につながりうる。

ただし、今年度は商品の保管箇所や検疫代行者であるJTB等に対して、カウンター利用料を補助事業費から支払うことで、本事業モデルを成立させている。今回実証した、空港で検済済みの商品を受け渡す販売モデルを実現するには、空港での商品受け渡しスペースを物理的に保有するJTBやヤマト運輸等の関与が不可欠であるため、来年度以降、自主的に取組がおこなわれていくには、JTB等へ支払う費用の捻出方法について、検討を深めていく必要性がある。たとえば、以下の2つの方法が考えられる。

一つは、価格へ転嫁する方法である。福岡でのアンケート結果では、ほぼ全ての訪日外国人旅行者が、検済済の空港デリバリーサービスを便利であると答えている。より便利に買い物ができるという点においては、訪日外国人旅行者が受益者となる。受益者負担の考え方によれば、商品価格に転嫁する方法が論理的と言える。価格への転嫁については、お土産商品（いちご等）に転嫁する方法に加えて、物流代に転嫁する方法が考えられる。単に保管コストを物流代に転嫁するだけでなく、物流企業側で検疫を代行したうえで空港受け渡しする等、さらなる付加価値をつけた新サービスとして、今後の開発検討が必要である。配送や検査代行対応のコストを商品価格に転嫁する場合、訪日外国人旅行者の購買意欲がそがれてしまう可能性もあり、慎重な価格設定が必要となる。

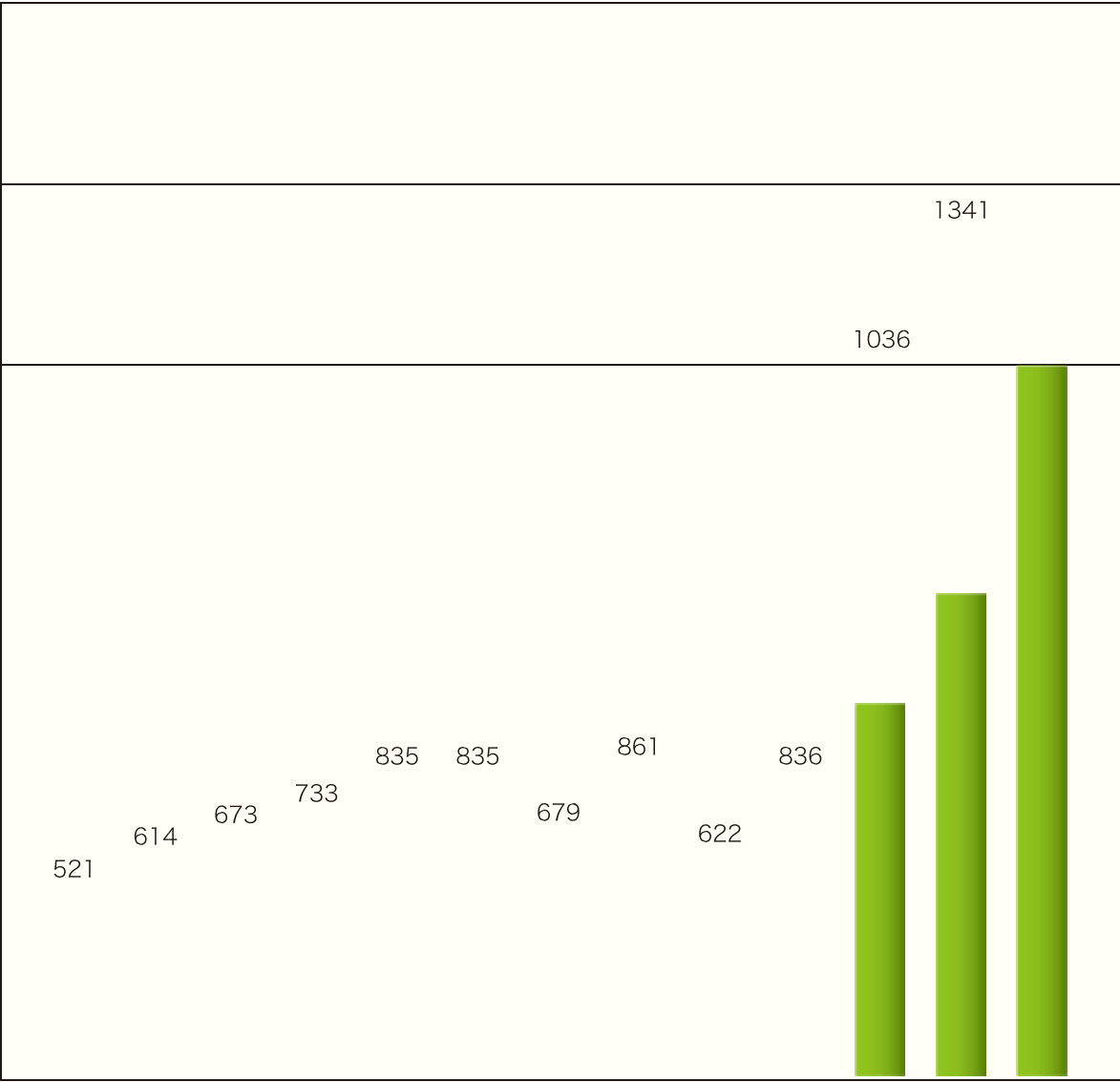
いま一つは、販売事業者の販促費として見込む方法である。ただし、販促費に見合うほどの販売増加につながるかの実証は実現できておらず、今後の検討課題になる。

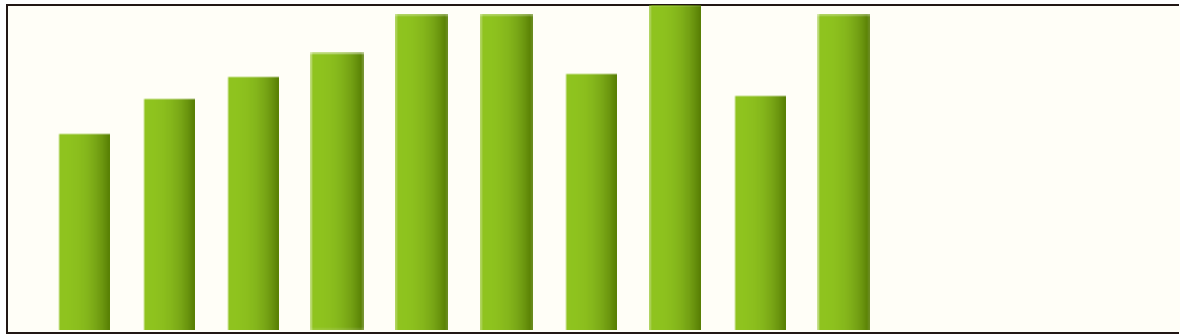
その一方で、保管や商品の受け渡しについては、より安価な方法を探ることも必要である。さらに、今回のモデル販売では顕在化しなかったものの、商品劣化等によるクレームや返金等に対する責任箇所を決める等の検討素材もある。

前述した検討を継続するには、地域において、指揮的な役割を果たす組織が必要なことは、福岡の報告会において一致した見解である。JSTOとしては、今回のモデル販売の対象地域で活動する支部を主体的な活動母体として、今後も検討を継続していきたいと考えている。

また、この取り組みが、北海道や福岡以外の地域へ広げていくための支援を継続していく予定である。JSTOは、今後もお土産農産物の販売拡大を目的とする検疫円滑化の支援および外国人に対して日本農産物のショッピングの魅力を伝えていきたいと考えている。なお、現在北海道と福岡における取り組み状況として、モデル販売に関係した事業者や地方自治体から、「年間を通しての取組となれば、他の商品の拡大も期待ができ、十分、今後のビジネスチャンスになりうる」や、「このような取組が年間を通して発生すれば、業務拡大のため設備投資する考えはある」といった積極的な意見が出ている。そのため、今後は、JSTO北海道支部・九州支部が中心となり、今回モデル販売を実施したことにより得られた知見を集約し、地方自治体と連携しながら、同販売スキームの自走化に向けて検討を継続していきたいと考えている。

以上





訪日外国人旅行者数の推移

(万人)
2000

1974

1500

1000

500

0

平成15 平成16 平成17 平成18 平成19 平成20 平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 平成26 平成27(年)
2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015(年)
(出典:「日本政府観光局(JNTO)」平成28年1月19日発表)

※上記数値のうち2014年(平成26年)までは確定値、2015年(平成27年)は推定値

※訪日外国人旅行者とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。

<参考資料>

参考資料 1：訪日外国人旅行者の概況

1.1 訪日外国人旅行者数の動向

平成28年1月19日付で観光庁より発表されているデータによれば、震災があった平成23年以降、訪日外国人旅行者数は順調に増加している。また、税制面での優遇措置もあり、さらに「日本へ観光したい」と魅力を感じてもらえる環境が整ってきたといえる。

また、平成28年1月19日付で観光庁より「【訪日外国人消費動向調査】平成27年（2015年）年間値（速報）および平成27年10-12月期の調査結果～年間値で初めて3兆円を突破！中国人の買物支出が牽引～」との発表もなされている。

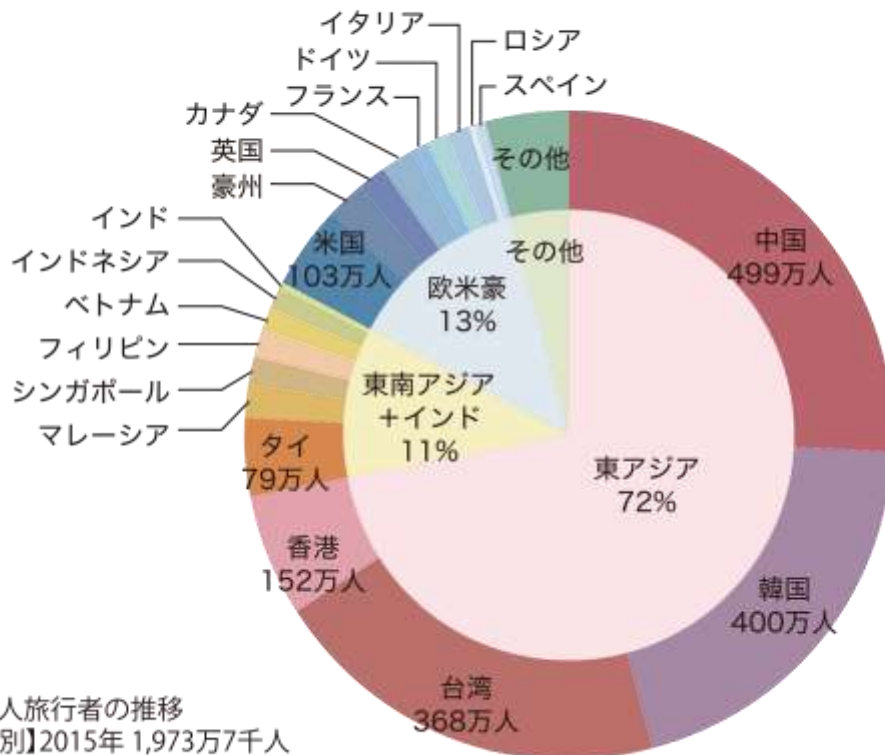
旅行消費額と訪日外国人旅行者数の推移



(出典: 日本政府観光局 (JNTO) 平成27年 1～10月は暫定値、11～12月は推計値を使用)

・本紙面に掲載している平成27年(2015年)の数値はすべて速報値であり、今後改訂される可能性がある。
 なお、確報値は平成28年3月末に公表予定。

■ 訪日外国人国別旅行者の国別・地域別のシェア



訪日外国人旅行者の推移
 【国・地域別】2015年 1,973万7千人

参考資料1.2 訪日外国人旅行者の訪問先について

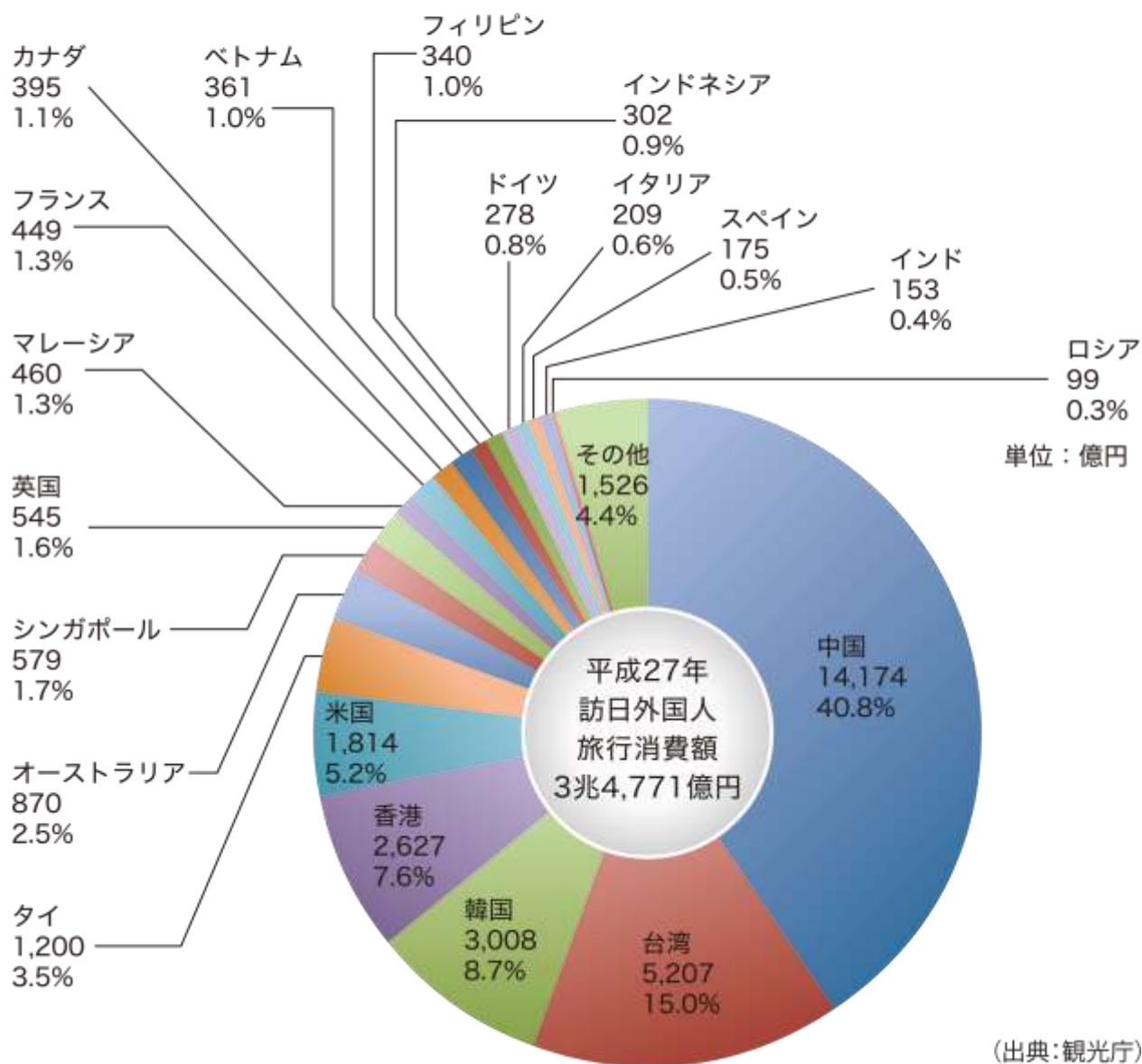
訪問先としてどこが好まれているかについて、以下の分析が示されている。

- (1) 平成26年の訪日外国人消費動向調査において、「観光・レジャー」目的客（以降、観光客と記載）の都道府県別訪問率を見ると、2大都市圏のみ訪問した観光客は44%なのに対し、地方を訪問した割合は56%を占める。また、地方のみを訪問した割合は28%であった。
- (2) 2大都市圏と地方を訪問した観光客は中部地方への訪問率が高く、地方のみ訪問した観光客は北海道や九州、沖縄県への訪問率が高い。

参考資料1.3 訪日外国人旅行者の消費に関して

訪日外国人旅行者の内訳を見ると、中国、韓国、台湾、香港、タイと続いており、アジア圏からの数が多い。その一方で消費額は、中国、台湾、韓国、香港、米国となっており、いずれもアジア圏が上位となっている。

■訪日外国人旅行者 国別・地域別の旅行消費額と構成比



参考資料 2：訪日外国人旅行者向けお土産農水産物販売促進協議会

本事業では、事業目的に資する活動として、「お土産農産物植物検疫受検円滑化検討会」を平成27年度内に10回開催し、以下の2点について検討を重ねた。

検討内容	目的
お土産農産物植物検疫受検円滑化検討	農産物の受検円滑化に向けた検討
お土産農水産物国別販売手法検討	お土産農水産物の販売促進に向けた検討

訪日外国人旅行者に対する農産物のお土産販売を加速させるために、「農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法や体制を提言」できる状態にすることを目指し、まず課題の整理から取り組みを実施した。

課題1…売る側にも買う側にも、農産物および持ち込みをする国によって検疫条件が異なることが認知されていない。

課題2…持ち帰りが可能な場合でも、検疫に時間と手間がかかる。これは、訪日外国人旅行者が帰国のために空港に到着してから申請書の記入を始めるケースが多いことが主な理由である。そのため、適切なタイミングを検討する必要がある。

なお、主に検討した項目は次の2点である。

- (1) 円滑にお土産用農産物の植物検疫手続を済ませることができるタイミングや場所
- (2) 植物検疫後に訪日外国人旅行者に受け渡す上での最適な方法

また、課題の整理にあたっては、以下のフレームを活用して、「申請書の入手」「申請書の記入」「申請書の提出」「受検手続きの立会い」について、だれが、どこで実施することがもっとも円滑な手続きにつながるかについて議論した。

課題整理に活用したフレーム

申請書	だれが				場所(どこで)					
	生産者	流通事業者	販売者	添乗員	web	生産地	物流途中	バス	ホテル	空港
				ガイド						港
入手										

記入										
提出										
受検立会い										

参考資料3：メディア掲載および問い合わせのあった自治体の紹介

本事業は、「インバウンド消費」関連の取組みとして、国内での話題性も高かったことから、注目される事業となった。

メディア掲載例

日付	メディア名
2015年6月24日(水)	日本経済新聞
2015年9月17日(木)	トラベルボイス
2015年9月22日(火)	日本農業新聞
2015年9月30日(水)	Travelvision
2015年11月28日(土)	観光経済新聞
2016年1月2日(土)	時事通信社(時事.com)
2016年1月6日(水)	日本農業新聞
2016年1月26日(火)	西日本新聞
2016年2月6日(土)	読売新聞
2016年2月20日(土)	NHK福岡
2016年2月25日(木)	テレビ西日本
2016年3月9日(水)	NHK BS1 「国際報道2016」



■問い合わせのあった自治体

北海道、栃木県、千葉県、埼玉県、長野県、山梨県、静岡県、和歌山県、福岡県、愛知県(JAあいち経済連)、熊本県、うきは市(福岡県)、岡山市

参考資料 4：日本の果物に関する外国人アンケート結果

本事業において、香港、台湾、タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシアの6つの国および地域に、日本のフルーツに関するアンケート調査を実施。以下のような結果が得られた。（調査方法はインターネットリサーチ、有効回答数は864。年代は20～59歳）

【アンケート設問項目】

対象の6つの国および地域において「訪日経験」「日本のフルーツの購入経験」「フルーツをもらった経験」「日本のおみやげにもらったフルーツ」「好きなフルーツ」「手に入れにくいフルーツ」「プレゼントしたいフルーツ」「日本のおみやげにもらいたいもの」の8つの質問をおこなった。

【アンケート結果Topics】

- ・フルーツは日本のおみやげとしてもらいたいもの（食品類）の2位
- ・多くの国においてフルーツは「おみやげにもらいたいもの」として認識
- ・おみやげとしては、りんご、さくらんぼ、いちご、メロンが人気
- ・台湾ではりんごがプレゼントで人気
- ・多くの国では「好きなフルーツ」≒「プレゼントしたいフルーツ」
- ・全ての国および地域において、訪日経験がある人のほうが日本のフルーツをもらう経験がより高い等

【アンケート結果例】

友人・知人・家族などから『日本のおみやげ』として、もらったフルーツ

回答:371人(複数回答)

n=30以上の場合

【比率の差】

 全体 +10ポイント
 全体 +5ポイント
 全体 -5ポイント
 全体 -10ポイント

			み か ん	り ん ご	桃	ぶ ど う	梨	さ く ら ん ぼ	柿	イチ ゴ	す い か	メ ロ ン	そ の 他
国 別	香 港	78人	21.8	56.4	42.3	35.9	24.4	10.3	19.2	51.3	7.7	41.0	0.0
	台 湾	81人	8.6	81.5	17.3	9.9	24.7	17.3	12.3	8.6	3.7	30.9	1.2
	タ イ	76人	11.8	26.3	10.5	13.2	15.8	9.2	27.6	39.5	7.9	48.7	3.9
	インドネシア	54人	27.8	48.1	22.2	31.5	31.5	24.1	14.8	13.0	7.4	18.5	1.9
	シンガポール	45人	15.6	28.9	33.3	31.1	13.3	17.8	15.6	44.4	13.3	33.3	4.4
	マレーシア	37人	16.2	18.9	13.5	21.6	27.0	10.8	21.6	27.0	10.8	18.9	5.4

※なお、訪日外国人旅行者の中でも割合が大きい中国をアンケート調査対象外とした理由は、
同国の場合、農産物持ち込みが原則禁止されているためである。

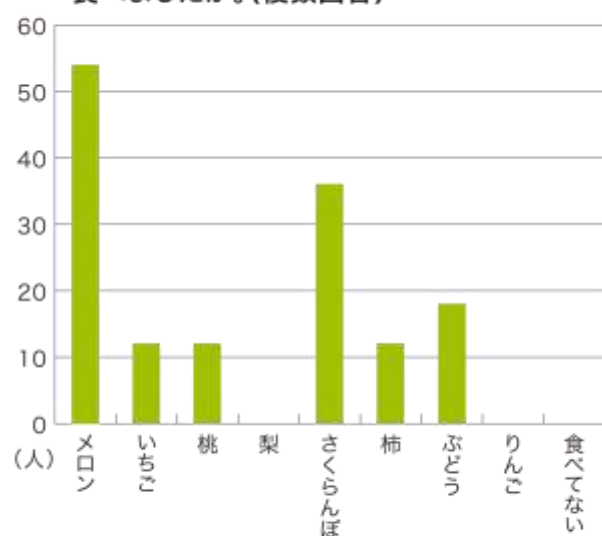
※韓国は植物検疫上、持ち出しできるフルーツが少ないために、アンケート集計の対象国から除外した

北海道における訪日外国人旅行者アンケート結果

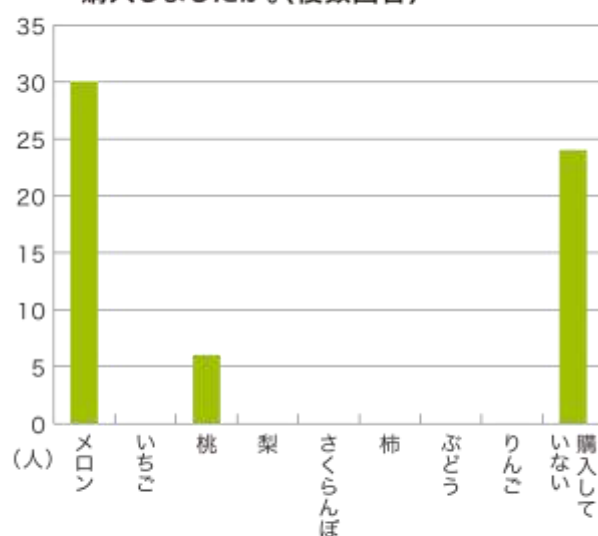
北海道におけるモデル販売の実施と並行して、訪日外国人旅行者にアンケート調査を実施した。アンケート結果は図表15のとおりである。

(図表15) モデル販売におけるアンケート結果

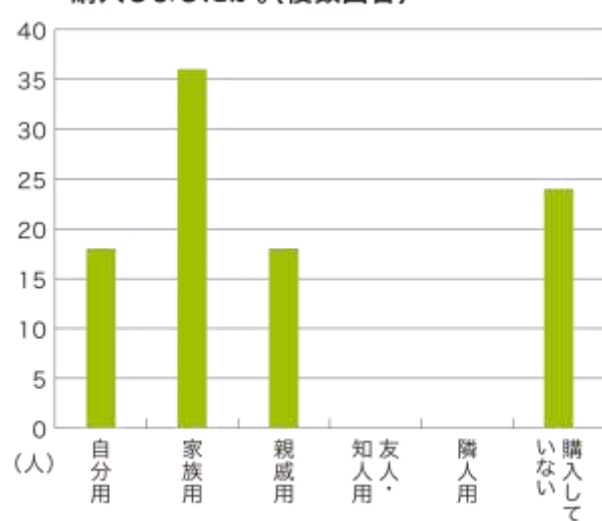
Q1: 日本滞在中に以下のフルーツを食べましたか。(複数回答)



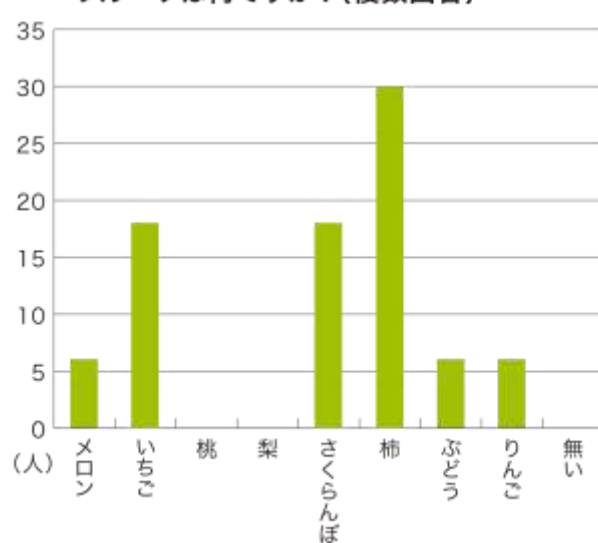
Q2: 今回、お土産として、以下のフルーツを購入しましたか。(複数回答)



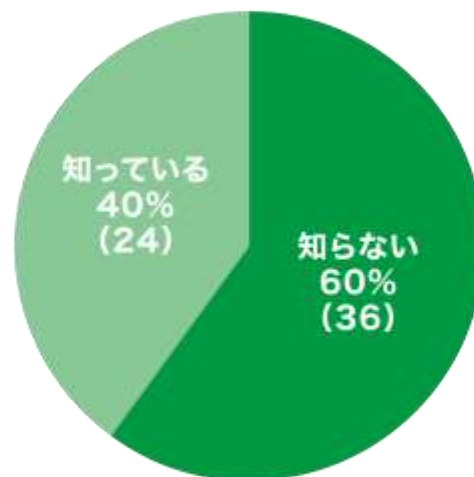
Q3: そのお土産は誰のために購入しましたか。(複数回答)



Q4: 次回、日本に来るときに、一番食べたいフルーツは何ですか？(複数回答)



Q5: 自国へフルーツを持ち込みする際に、輸出検疫が必要か否かご存じですか？



(対象: 車内販売したバス利用の訪日タイ人旅行者60名 実施期間: 2015年7月～10月)

参考資料 5：本事業にて活用した制作物

■訪日外国人旅行者向け

・リーフレット

Enjoy the Deliciousness of Japanese Fruits!

日本のフルーツを味わおう!

These are these basic rules governing taking out fruits from Japan. The applicable rule depends on the destination country/territory and the type of fruit.
 下記は、出国時にフルーツの輸送に関する基本的なルールです。適用されるルールは、出国先とフルーツの種類によって異なります。

1 Look for the "Fruit Exporting Inspection Station" (果物輸出検査所) before you leave Japan.

2 Complete and fill in the "Fruit Export Declaration Form" (果物輸出申告書) before you leave Japan.

3 Carry your fruit with you or ship it to your destination country/territory. Do not leave it behind in Japan.

Importing, shipping and/or selling foreign fruits in Japan is strictly prohibited. However, some countries/territories may allow import of small quantities of fruit for personal use. Please check with the relevant authorities in your destination country/territory.

日本に外国産のフルーツを持ち込む、運送する、販売することは厳禁です。ただし、一部の国・地域では、個人使用の小量のフルーツの輸入が許可されている場合があります。出国先の国・地域の関連当局に確認してください。

Fruits allowed as hand baggage
手荷物として持ち出し可能な果物





JAPAN FRUIT Shopping Guide

Hong Kong Singapore

Melons **HOKKAIDO** 北海道

HOKKAIDO SHIN-PARKER FACTORY
北海道新栄ファクトリー(千歳アクトシティモール内)

Strawberries **FUKUOKA** 福岡

JR FUKUOKA GOMI
JR福岡大城通駅西側 くるるん夢市場

Yamanashi **KANAGAWA** 山梨 神奈川

YAMANASHI APELITA-KURA 山梨県産りんご
Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)
●Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)
●Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)
●Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)

Yamanashi **KANAGAWA** 山梨 神奈川

YAMANASHI APELITA-KURA 山梨県産りんご
Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)
●Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)
●Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)
●Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)

Yamanashi **KANAGAWA** 山梨 神奈川

YAMANASHI APELITA-KURA 山梨県産りんご
Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)
●Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)
●Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)
●Yamanashi ApeLita-Kura (Yamanashi Prefecture)

Go to the following website to print out the necessary documentation and get more information about inspections and Japanese fruits.
 申請書の印刷と検査、フルーツ情報はコチラ!
<http://j-fruits.com>

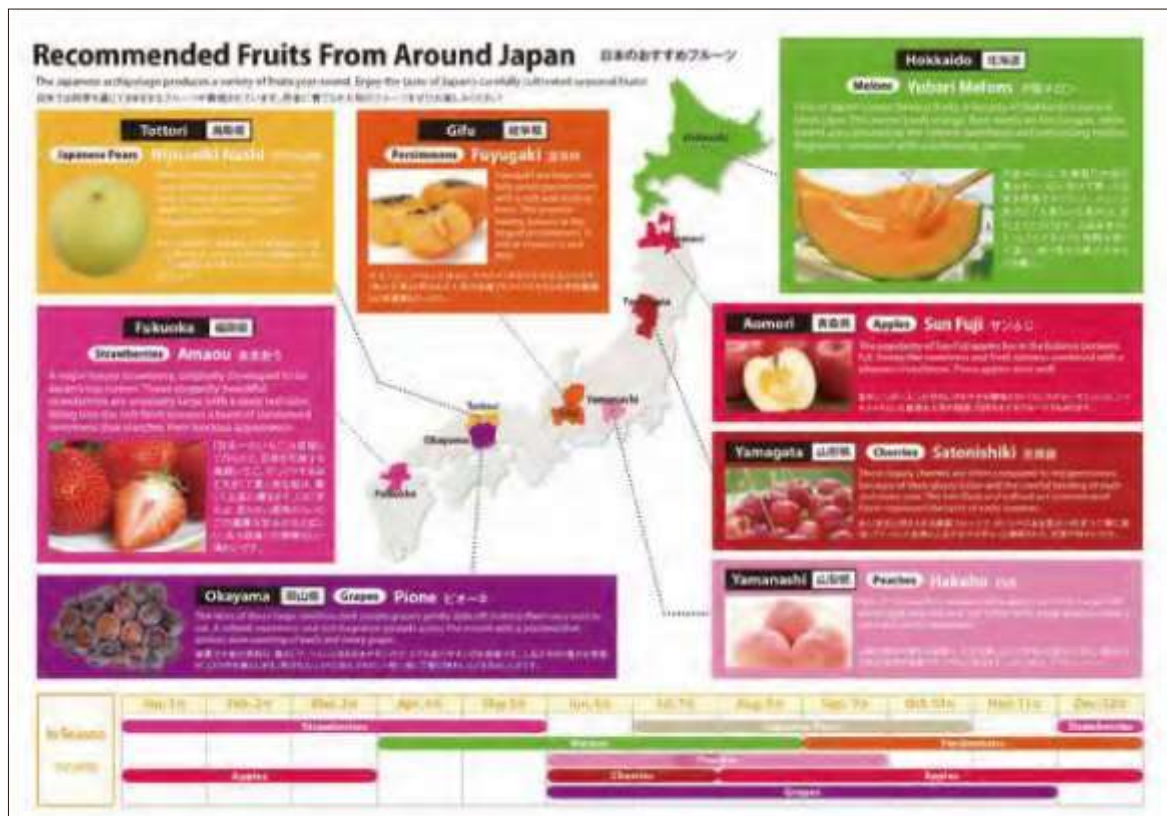


Japan Shopping Navi






Japan Shopping Navi



URL: <http://j-fruits.com/en/>

ส่งสตอร์วเบอร์รี่สดๆ ให้ตรงกับ
วันที่ท่านเดินทางกลับประเทศ

**สตอร์วเบอร์รี่
สดๆ ใหม่ ๆ !**

บริการส่งถึงสนามบิน

ผ่านการตรวจพืช

นำส่งให้แก่ท่านที่สนามบินในสภาพที่
ได้รับการตรวจพืชเรียบร้อยแล้ว
นำกลับประเทศไปได้เลย
นำส่งสตอร์วเบอร์รี่สดๆ ไปถึงสนามบิน
ตรงกับวันที่ท่านเดินทางกลับประเทศ
กรุณานำไปเป็นของฝาก

ผ่านการตรวจพืช





ถึงวันที่ 10 มีนาคม 2016

บริการส่งถึงสนามบิน

เฉพาะสตอร์วเบอร์รี่ที่ผ่านซื้อเพื่อนำไปเป็นของฝากจากฟาร์มดังต่อไปนี้

ฟรี

● White Berry
425 Takahashi, Oki, Mizuma District, Fukuoka Prefecture 830-0422
Tel 0944-32-1200 URL www.shiro-ichigo.com/

● Strawberry-Fields
128 Chikushi, Chikushino, Fukuoka Prefecture 818-0025
Tel 092-400-3239 URL <http://1515.itigo.jp/>

● Nakanokajitsuuen
343 Ishikaki, Tanushimarumachi Kurume, Fukuoka Prefecture 839-1212
Tel 0943-72-2967
URL <http://www.nakanokajitsuuen.jp/>

● Lionkajitsuuen
1478-1 Fukuda, Chikuzen, Asakura District, Fukuoka Prefecture 838-0221
Tel 0946-42-5556
URL <http://www.lionkajitsuuen.com/>

・デスクマット(表面)

You can bring fruits back to your country as souvenir!

※許可無効水産物産品を記念品
 ※許可無効水産物産品を記念品
 ※許可無効水産物産品を記念品

You need to check the regulations of the destination country/region.

※下記に準じてお持ち帰りください。

※Peraturan laluan negara berbeda.

※Peraturan laluan negara berbeda.

Destination Country/Region	Apple	Banana	Orange	Pineapple	Watermelon	Jackfruit	Coconut	Others
USA	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Canada	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
UK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Japan	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
China	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
India	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Thailand	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Malaysia	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Singapore	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Philippines	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Indonesia	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Vietnam	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Laos	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Myanmar	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Burma	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Cambodia	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Thailand	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Malaysia	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Singapore	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Philippines	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Indonesia	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Vietnam	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Laos	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Myanmar	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Burma	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK
Cambodia	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK

34

The export inspection is needed bringing fruits back to your country.

Can take out after passing an inspection.
・輸出検査を完了し、荷物を持ち帰ることができます。



- ・荷物を持ち帰る際には輸出検査が必要です。
- ・Karantina ekspor diperlukan saat membawa pulang buah-buahan.

When exporting plants, fruits and vegetables, an inspection is conducted at the point of export to prevent pests from entering other countries. After the inspection, you may be told to take measures such as disinfecting the fruits. When taking fruits or vegetables overseas from Japan as souvenirs, an inspection must be conducted to check whether the fruits comply with the plant and produce quarantine conditions of the destination country.

- ・輸出検査は、植物、果物、野菜を輸出する際に、他の国に害虫が入らないように検査が行われます。検査後、果物や野菜を消毒するなどの措置を求められる場合があります。
- ・Karantina ekspor diperlukan saat membawa pulang buah-buahan. 輸出検査は、果物や野菜を輸出する際に、他の国に害虫が入らないように検査が行われます。検査後、果物や野菜を消毒するなどの措置を求められる場合があります。

Procedure for the Plant Export Inspection.

- ・輸出検査の手続き
- ・Prosedur karantina tumbuhan ekspor.
- ・植物輸出の手続き

①



Fill in the application form for export inspection.

- ・輸出検査申請書の記入
- ・Isi formulir karantina ekspor.
- ・輸出検査申請書の記入

②



Export inspection.

- ・輸出検査
- ・Karantina Ekspor.
- ・輸出検査

③



Issuance of the phytosanitary certificate.

- ・植物検疫証明書が発行される
- ・Penyerbitan tulunya sertifikat karantina tumbuhan.
- ・植物検疫証明書が発行される

You can download the application form for the export quarantine inspection from our website.

- ・輸出検査申請書をウェブサイトでダウンロードできます。
- ・Pemerohonan karantina ekspor dapat diunduh dari WEB.
- ・輸出検査申請書をウェブサイトでダウンロードできます。



<http://j-fruits.com/en/export/>

- ・デスクスタンド
(検疫申請書入れおよび記入例紹介)



Application Form of Export Inspection for Plant and Plant Products

植物等輸出検査申請書

Complete the A4-size form following the instructions and submit it to the Plant Quarantine Counter.

Airport

***The form is completed differently for passengers with carry-on luggage and for passengers with checked luggage or unaccompanied baggage.** ※手荷物や貨物の場合は記入方法が異なる場合があります。

***You may not receive an approval certificate if your items do not pass the inspection.**
※ 受検で不合格となった場合、合格証明書は発行できない可能性があります。

① Write the name and address of the applicant.
申請者の氏名、住所を記入してください。

② Write the date of the application.
申請日を記入してください。

③ Write "Hand Baggage".
(Hand Baggage)と記入してください。

④ Write "N/A".
(N/A)と記入してください。

⑤ Write your date of departure from Japan.
日本出発日を記入してください。

⑥ Write the name of the airport you will depart from.
出発空港名を記入してください。

⑦ Write the name of the airport you will arrive at in English.
到着空港名を英語で記入してください。

⑧ Write the name of your destination country in English.
渡航先国名を英語で記入してください。

⑨ Write the name and address of the person carrying the fruit in English.
フルーツの荷運人の住所と氏名を英語で記入してください。

⑩ Write the name and address of the person receiving the fruit in English.
フルーツの荷受人の住所と氏名を英語で記入してください。

⑪ Write the type of fruit in English.
フルーツの種類を英語で記入してください。

⑫ Write the name of the fruits in binomial nomenclature, for example:
フルーツの学名を記入してください。(学名の例)
Strawberry (いちご): *Fragaria x ananassa*
Melon (メロン): *Cucumis melo*
Peach (もも): *Prunus persica*
Apple (りんご): *Malus pumila* var. *domestica*
Persimmon (かき): *Diospyros kaki*
Japanese pear (日本梨): *Pyrus serotina* var. *cultu*
Grape (ぶどう): *Vitis spp.*
Cherry (さくらんぼ): *Prunus avium*

⑬ Write the quantity of fruit packages.
フルーツの梱包数を記入してください。

⑭ Write the quantity and unit of fruit.
フルーツの数量及びその単位を記入してください。

⑮ Write the name of the prefecture where the fruit was grown.
フルーツの生産地を都道府県単位で記入してください。

⑯ Write the requested inspection date and name of airport of the inspection.
受検希望日時および受検空港を記入してください。

English Only

植物等輸出検査申請書
Application Form of Export Inspection for Plant and Plant Products

① **Hand Baggage**
Address of Applicant: **10000000**
Name of Applicant: **10000000**

② **2024.05.01**
③ **Hand Baggage**
④ **1000**
⑤ **2024.05.01**
⑥ **London**
⑦ **London**
⑧ **London**
⑨ **London**
⑩ **London**
⑪ **London**
⑫ **London**
⑬ **1000**
⑭ **1000**
⑮ **London**



เที่ยวญี่ปุ่นดินแดนแห่งผลไม้แสนอร่อยกันเถอะ!

Go JAPAN, The Wonderful Fruits Island.



ขึ้นอยู่กับเงื่อนไขในแต่ละประเทศ

Need to check the requirement of inspection in Thailand.

	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	ผลไม้ Fruit	
Thailand	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

○ สามารถนำออกไปได้ผ่านการตรวจสอบการส่งออก
Can take out after passing an inspection.

×

มีความจำเป็นต้องตรวจสอบเงื่อนไขพิเศษก่อนนำเข้าไปยังประเทศไทย
Certain requirements must be met or bringing fruits into Thailand is forbidden.

Fruits Calendar

	มกราคม January	กุมภาพันธ์ February	มีนาคม March	เมษายน April	พฤษภาคม May	มิถุนายน June	กรกฎาคม July	สิงหาคม August	กันยายน September	ตุลาคม October	พฤศจิกายน November	ธันวาคม December
ผลไม้ 1 (Fruit 1)	Apple			Apple			Apple			Apple		
ผลไม้ 2 (Fruit 2)	Orange			Orange			Orange			Orange		
ผลไม้ 3 (Fruit 3)	Mango			Mango			Mango			Mango		



<http://j-fruits.com/en/export/>

ขั้นตอนการส่งออกผลไม้
Procedure for the Fruit Export Inspection

ตรวจสอบเอกสารและสินค้า
Check the goods (documents and goods)

1

ยื่นขอใบรับรองการส่งออก
Apply for the export certificate

2

ตรวจสอบเอกสาร
Check the documents

3

นำผลไม้ไปส่งมอบที่ด่านศุลกากร
Bring the fruit to the customs office



Japan Shopping
Japan Shopping Tourism Organization



JAPAN SHOPPING FESTIVAL

Japan Shopping Navi




iPhone Android

- ・訪日外国人旅行者向けお土産用梱包材



• デリバリーサービス記入申込書および引換証(表面)

ส่งสดต่อเบอร์รี่สดใหม่ไปสนามบินในวันที่ท่านเดินทางกลับ
 Have fresh strawberries delivered for you to collect on the day when you fly home!
 帰国日にあわせて、新鮮なイチゴをお届けします

FOR THAI TOURIST

บริการส่งถึงสนามบิน

Airport Delivery Service 空港デリバリーサービス



เมื่อได้รับการตรวจพืชแล้ว จึงนำมาส่งมอบให้ที่สนามบิน ท่านสามารถนำกลับประเทศไปได้เลย
 When you collect the strawberries at the airport, they will have already completed quarantine inspection. You can just collect them and take them home with you on the plane.
 空港でお渡しする際は検疫済みの状態です。そのまま持ち帰ることが出来ます。

1

จะส่งสดต่อเบอร์รี่สดใหม่ไปสนามบินในวันที่ท่านเดินทางกลับ เพื่อท่านจะได้กลับบ้านไปเป็นของฝาก
 Because the strawberries are still fresh when you pick them up at the airport on the day of your return home, they make an ideal present for friends and relatives at home.
 新鮮なイチゴを帰国日に合わせて空港にお届けしますので、おみやげとしてお持ち帰りください

2

กรุณากรอกใบคำร้องให้ทำการตรวจพืชและใบคำร้องขอให้ทำการส่ง
 Please be sure to fill out the quarantine inspection application form and the delivery service application form.
 受検申請書とデリバリーサービス申し込み書に記載ください



ผ่านการตรวจพืชแล้ว!
Quarantine inspection is already completed!
検疫済み!

ท่าอากาศยานฟูกูโอกะ
Fukuoka Airport
福岡空港

Sightseeing

บริการส่ง
Delivery Service
デリバリーサービス

มีค่าใช้จ่ายสำหรับสตอมเบอร์รี่ที่จะนำไปเป็นของฝากต่างหาก
 There is a separate charge for the strawberries themselves.
 おみやげのイチゴ代金は別途必要です。

円

ใบคำร้อง Application Form 申し込み書

ชื่อ นามสกุล Name 氏名	เบอร์โทรศัพท์ Telephone number 電話番号
วันที่ต้องการรับของ Date on which you want to collect the strawberries イチゴ希望日	เดินทางกลับเที่ยวบินที่ Flight number of the flight on which you will be returning home 帰国便
จำนวนชิ้น Number of items 個数	ชื่อร้าน หมายเลขใบรับของ Store name, and exchange ticket number 店名・交換番号

• デリバリーサービス記入申込書および引換証(裏面)

FOR THAI TOURIST

ใบรับของ

Exchange ticket
引換券

ชื่อร้าน

Store name
店名

หมายเลขใบรับของ

Exchange ticket number
引換券番号

- กรุณารับของก่อนกำหนดเครื่องขออกอย่างน้อย 2 ชั่วโมง
Please make sure that you collect your strawberries at least two hours before the departure time of your flight!
受取はご搭乗便出発時刻の2時間前までにお願いたします
- กรุณานำใบรับของนี้ไปที่เคาน์เตอร์รับของ
Take the exchange ticket to the collection point.
本引換券を受取場所へお持ちください
- ใบรับของนี้จะไม่ออกให้ใหม่ กรุณาเก็บรักษาไว้เป็นอย่างดี
The exchange ticket cannot be replaced if you lose it, so please keep it safe.
引換券の再発行はできませんので大切に保管してください

แผนที่ทางไปเคาน์เตอร์รับของ
Map showing the location of the collection point
受取場所のご案内

ท่าอากาศยานนานาชาติฟูกูโอกะ

FUKUOKA AIRPORT INTERNATIONAL TERMINAL

3F

・ホームページ「訪日外国人向けお土産農水産物販売促進協議会」

訪日外国人向けお土産農水産物販売促進協議会

Japan Shopping!

HOME 設立趣意 会則 お問い合わせ 検討会申込 会員登録

日本のおいしいを 「世界」へ



最新ニュース

- 2016/2/23 「福岡いちごの検疫手続き簡単に」農水省の事業における観光農園の取材がニュースで放映されました。
- 2016/1/25 次回検討会の詳細をアップしました。
- 2016/1/25 「平成27年度の取組内容（中間報告）について」資料をアップしました。
- 2015/11/20 次回検討会の詳細をアップしました。

よく見られているコンテンツ

-  [（添削表示用）植物検疫条件の告知ツール](#)
-  [諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）](#)・[農産品類](#)（農林水産省ホームページ）

HOME 設立趣意 会則 お問い合わせ 検討会申込 会員登録 資料ダウンロード PAGE TOP

このホームページは国庫所有で管理されています。訪日外国人向けお土産農水産物販売促進協議会に帰属します。

URL: <http://omiyagefruits.jp/>

一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会

〒105-0003 東京都港区西新橋3-6-2 西新橋企画ビルディング3階

Tel: 03-6435-9116 HP: <http://jsto.or.jp/>